

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年12月11日
【発行者名】	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 清水 寛之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー
【事務連絡者氏名】	門田 美保子
【電話番号】	03-6836-5100
【届出の対象とした募集(売出)内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	グローバル・ボンド・オープンIM
【届出の対象とした募集(売出)内国投資信託受益証券の金額】	上限5,000億円
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年2月23日付で提出した有価証券届出書（平成29年7月21日付および平成29年8月23日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書にて訂正済み。以下「原届出書」といいます。）の記載事項を新たな内容に改めるため、本訂正届出書を提出いたします。

2【訂正の内容】

下線が付されている箇所は訂正箇所を示します。

第一部【証券情報】

（ 7 ）【申込期間】

< 訂正前 >

平成29年2月24日から平成30年2月22日まで

なお、申込期間は、期間満了前に委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されま
す。

< 訂正後 >

平成29年2月24日から平成30年2月22日まで

ただし、ニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日に該当する日にはお申込みの受付を行いま
せん。

なお、申込期間は、期間満了前に委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されま
す。

（ 1 2 ）【その他】

< 訂正前 >

（前略）

申込みの方法等

- ・ 取得申込の受付は、原則として毎営業日の午後3時までに取得申込が行われ、かつ当該取得
申込の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取
扱います。
- ・ 「自動けいぞく投資コース」を選択する取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けい
ぞく投資約款」に従って契約（以下「自動けいぞく投資契約」といいます。）を締結する
ものとします。

「自動けいぞく投資約款」は、販売会社によっては同様の権利義務関係を規定する、名称の異なる契約
または規定を使用することがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

申込みの方法等

- ・ 取得申込の受付は、原則として毎営業日の午後3時までに取得申込が行われ、かつ当該取得
申込の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取
扱います。ただし、ニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日に該当する日にはお申込
みの受付を行いません。
- ・ 「自動けいぞく投資コース」を選択する取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けい
ぞく投資約款」に従って契約（以下「自動けいぞく投資契約」といいます。）を締結する
ものとします。

「自動けいぞく投資約款」は、販売会社によっては同様の権利義務関係を規定する、名称の異なる契約
または規定を使用することがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

（後略）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの特色

< 訂正前 >

(前略)

・ 投資助言会社からマザーファンドの運用および当ファンドの運用に係るアドバイスおよび情報提供を受けます。

各種債券の種別・業種分析による分散投資と信用リスク分析を行う英国ロンドン市所在の「モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド」および米国ニューヨーク州ニューヨーク市所在の「モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク」から運用に係るアドバイスおよび情報提供を受け、運用の効率化に努めるとともに、モルガン・スタンレー・グループが擁するノウハウを最大限に活用します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

・ マザーファンドの運用の指図に係る権限ならびに本ファンドの外国為替予約の指図に係る権限は、米国ニューヨーク州ニューヨーク市所在の「モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク」および英国ロンドン市所在の「モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド」（以下、両社を指して「投資顧問会社」といいます。）に委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(後略)

（２）【ファンドの沿革】

<訂正前>

平成10年11月24日 投資信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

平成16年 3月12日 モルガン・スタンレー・グローバル・ボンド・マザーファンドの投資信託契約締結、ファミリーファンド方式による運用へ移行

平成29年 7月21日 ファンドの名称を「グローバル・ボンド・オープンIM」に変更（従来は「モルガン・スタンレー・グローバル・ボンド・オープン」）
マザーファンドの名称を「グローバル・ボンド・マザーファンド」に変更（従来は「モルガン・スタンレー・グローバル・ボンド・マザーファンド」）

<訂正後>

平成10年11月24日 投資信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

平成16年 3月12日 モルガン・スタンレー・グローバル・ボンド・マザーファンドの投資信託契約締結、ファミリーファンド方式による運用へ移行

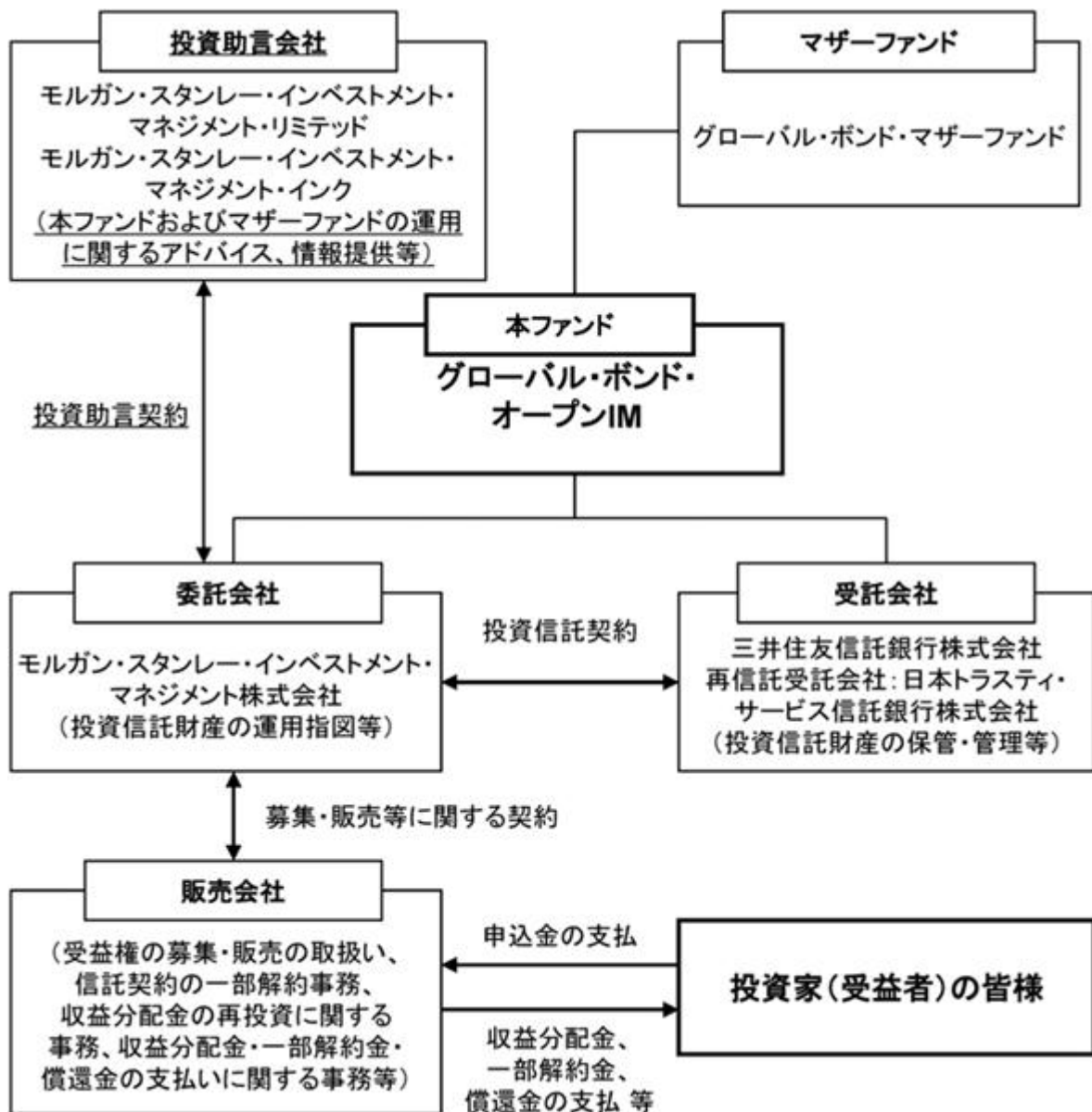
平成29年 7月21日 ファンドの名称を「グローバル・ボンド・オープンIM」に変更（従来は「モルガン・スタンレー・グローバル・ボンド・オープン」）
マザーファンドの名称を「グローバル・ボンド・マザーファンド」に変更（従来は「モルガン・スタンレー・グローバル・ボンド・マザーファンド」）

平成29年12月11日 運用指図に係る権限を、委託会社の関係会社（米国拠点、英国拠点）に委託

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

< 訂正前 >

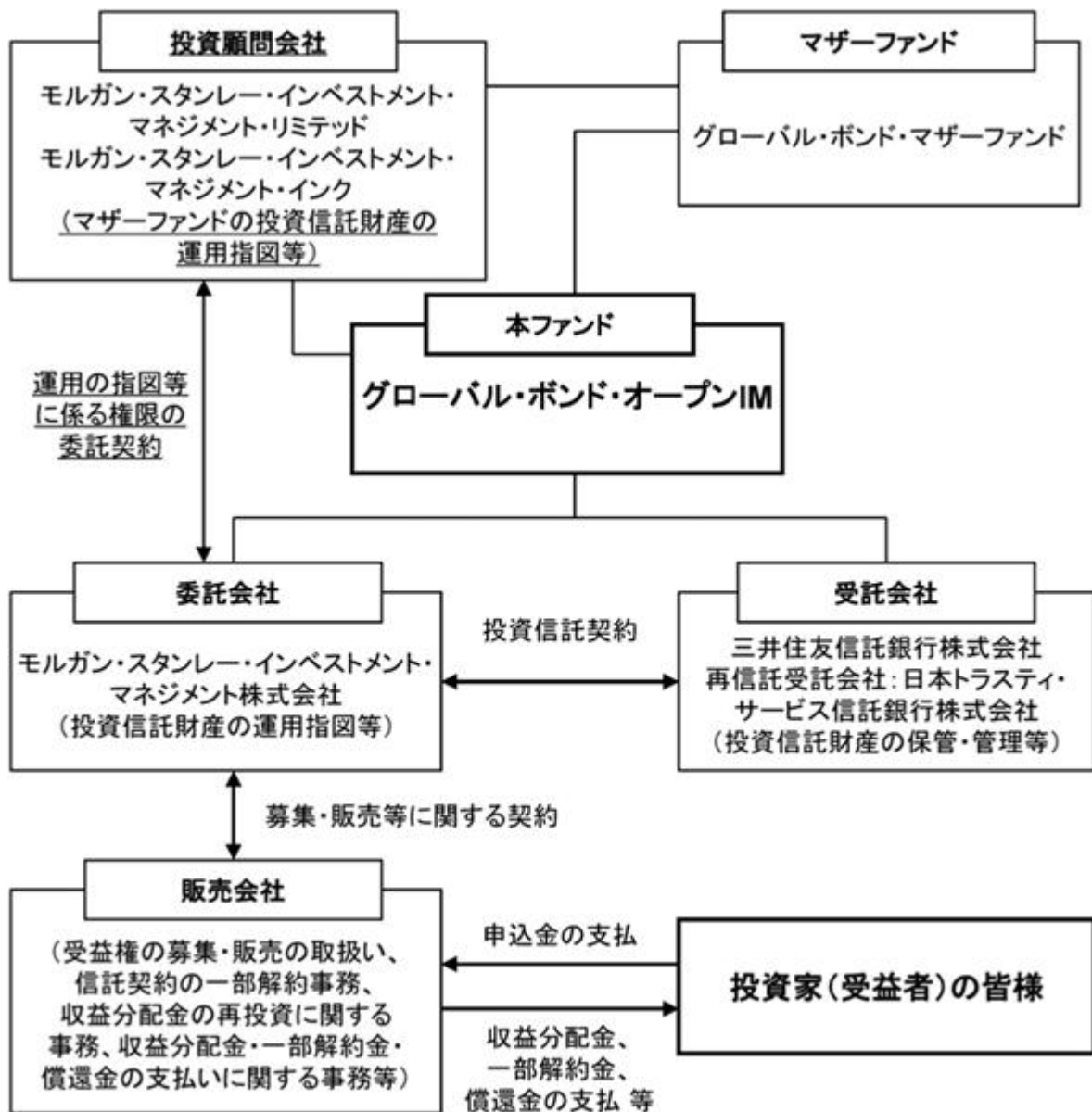


投資信託契約は、ファンドの運用に関する事項、委託会社、受託会社、ご投資家（受益者）のファンドに対する権利義務等を規定しています。

募集・販売等に関する契約は、ファンドの受益権の取得申込の受付、受益者への収益分配金・償還金の支払および一部解約の実行の請求の受付等について規定しています。

投資助言契約は、本ファンド及びマザーファンドの運用に関するアドバイスおよび情報提供の内容・範囲等について規定しています。

< 訂正後 >



投資信託契約は、ファンドの運用に関する事項、委託会社、受託会社、ご投資家（受益者）のファンドに対する権利義務等を規定しています。

募集・販売等に関する契約は、ファンドの受益権の取得申込の受付、受益者への収益分配金・償還金の支払および一部解約の実行の請求の受付等について規定しています。

運用の指図等に係る権限の委託契約は、投資信託財産の運用の指図に係る権限の委託内容・範囲等について規定しています。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

<訂正前>

（前略）

マザーファンドの投資方針

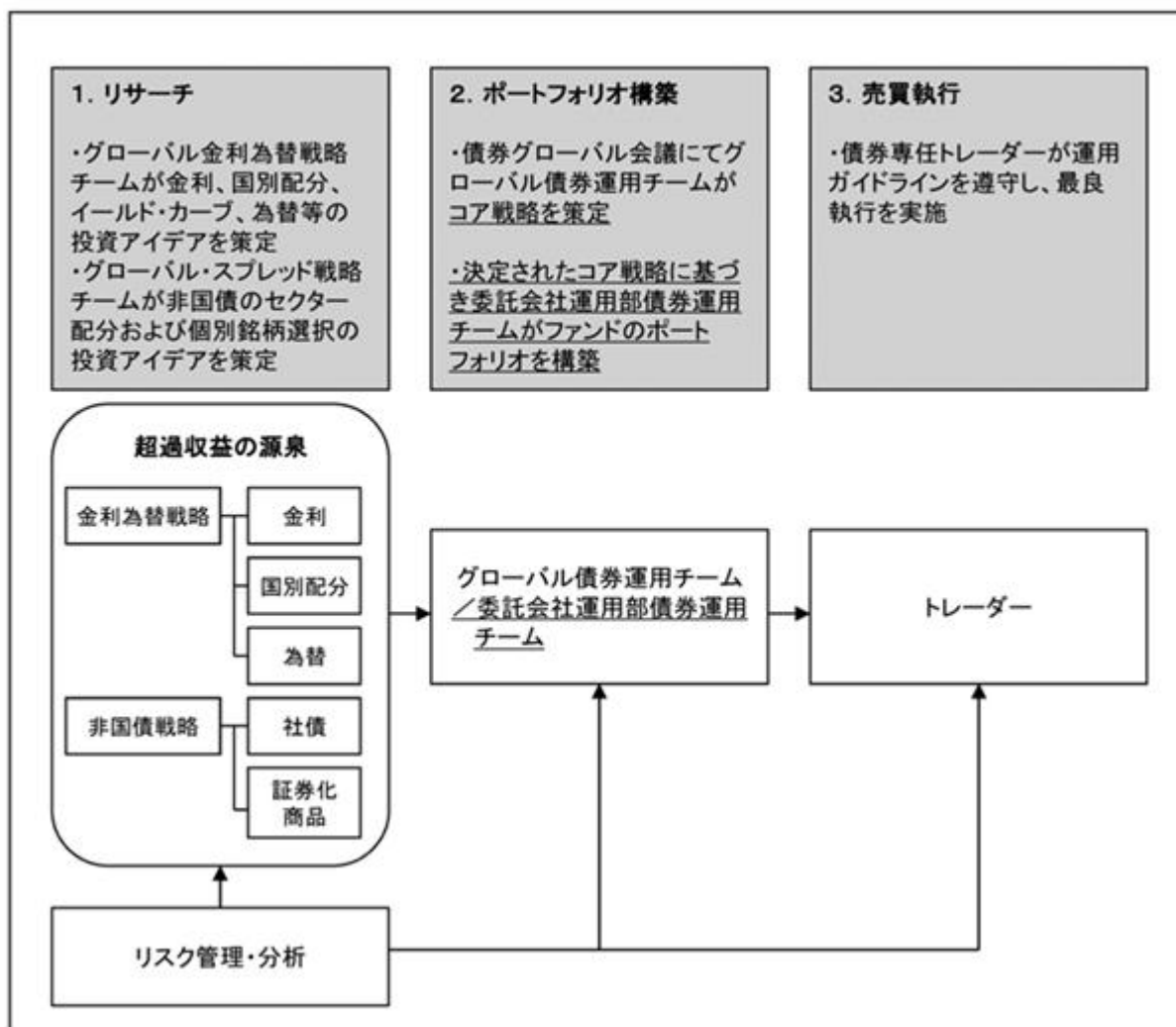
- ・日本を除く世界各国の公社債に投資し、投資信託財産の長期的な安定成長を図ることを目的として、安定運用を行うことを基本とします。
- ・日本を除く世界主要先進国の格付の高い公社債（原則としてA格以上）を中心に投資します。
- ・当ファンドのベンチマークは、シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）とします。
- ・運用にあたっては、世界各国の実質金利分析とイールド・カーブ分析に基づいて国別投資配分および期間別投資配分を行います。更に、ファンダメンタルズ分析とクレジット分析に基づいて最適投資銘柄の選定を行います。
- ・外貨建資産については、効率的な運用を目指す目的で外国為替取引を積極的に活用します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

マザーファンドの運用プロセス

グローバル債券運用チーム（投資助言会社および委託会社の運用部債券運用チーム）による運用プロセスは、「1.リサーチ」、「2.ポートフォリオ構築」、「3.売買執行」の3つのステップで行います。また運用プロセスの全ステップにおいて、リスク管理を徹底します。

ファンドの運用プロセス



* グローバル債券運用チーム: 平均運用経験年数19年(平成29年6月末現在) 運用資産残高15,043億円(平成29年3月末現在)

* 委託会社運用部債券運用チーム: 平均運用経験年数14年(平成29年6月末現在) 運用資産残高6,849億円(平成29年3月末現在)

1. リサーチ

「グローバル金利為替戦略チーム」が金利戦略、国別配分戦略、為替戦略等のリサーチを行い、投資アイデアを策定します。一方、「グローバル・スプレッド戦略チーム」は非国債戦略に関わるリサーチを行い、投資アイデアを策定します。

2. ポートフォリオ構築

2つのチームが策定した投資アイデアを基に、「グローバル債券運用チーム」が債券グローバル会議においてコア戦略を策定します。次に、これを基にファンド固有の運用ガイドラインおよびベンチマーク等を考慮しながら、委託会社の運用部債券運用チームがファンドのポートフォリオを構築します。

各投資戦略の概要は以下のとおりです。

(中略)

上記は平成29年6月末日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

<訂正後>

（前略）

マザーファンドの投資方針

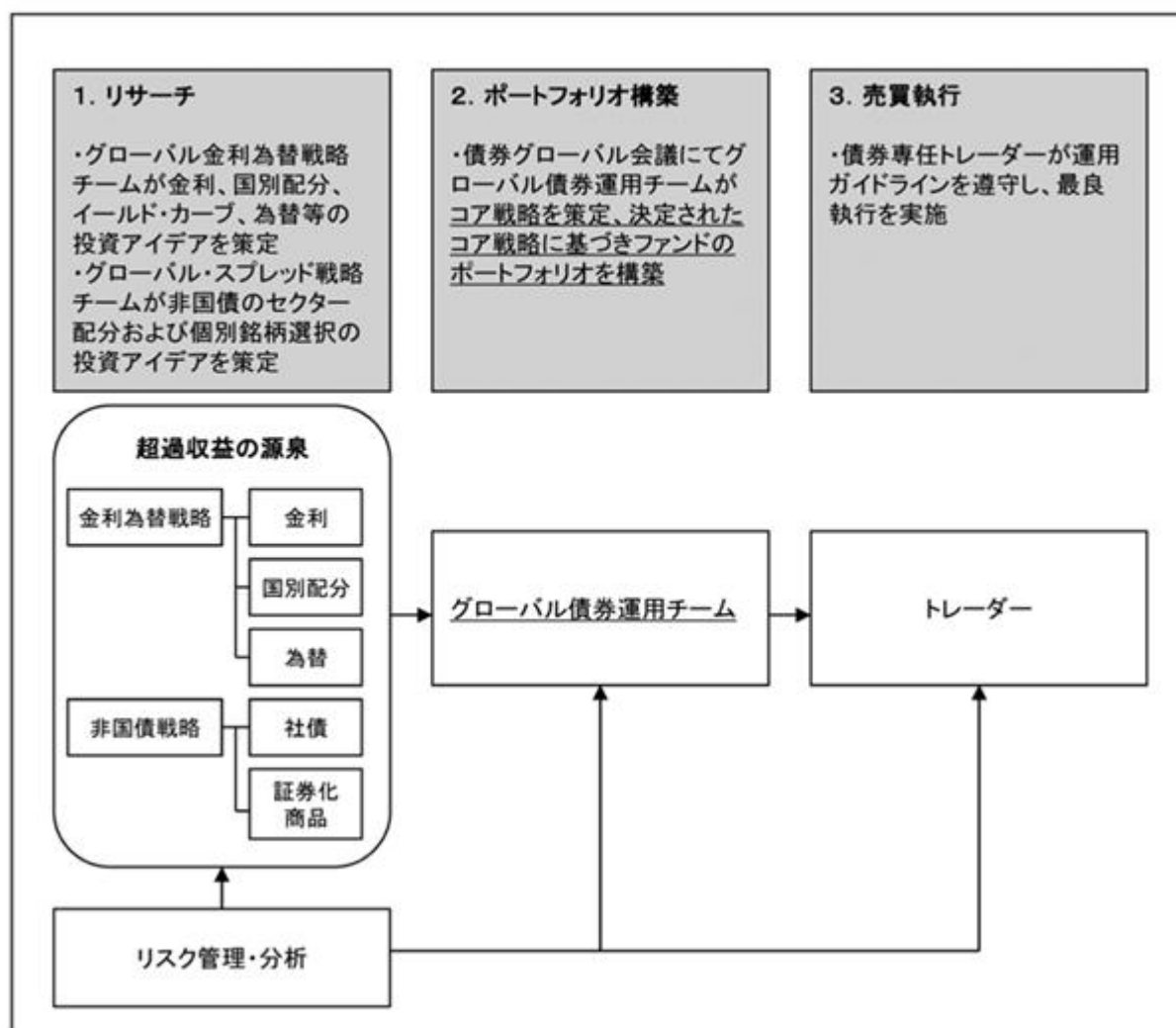
- ・日本を除く世界各国の公社債に投資し、投資信託財産の長期的な安定成長を図ることを目的として、安定運用を行うことを基本とします。
- ・日本を除く世界主要先進国の格付の高い公社債（原則としてA格以上）を中心に投資します。
- ・当ファンドのベンチマークは、シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）とします。
- ・運用にあたっては、世界各国の実質金利分析とイールド・カーブ分析に基づいて国別投資配分および期間別投資配分を行います。更に、ファンダメンタルズ分析とクレジット分析に基づいて最適投資銘柄の選定を行います。
- ・外貨建資産については、効率的な運用を目指す目的で外国為替取引を積極的に活用します。
- ・運用の指図に係る権限を、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク（米国）及びモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド（英国）に委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

マザーファンドの運用プロセス

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントのグローバル債券運用チームによる運用プロセスは、「1.リサーチ」、「2.ポートフォリオ構築」、「3.売買執行」の3つのステップで行います。また運用プロセスの全ステップにおいて、リスク管理を徹底します。

ファンドの運用プロセス



* グローバル債券運用チーム：平均運用経験年数19年（平成29年6月末現在） 運用資産残高15,043億円（平成29年3月末現在）

1. リサーチ

「グローバル金利為替戦略チーム」が金利戦略、国別配分戦略、為替戦略等のリサーチを行い、投資アイデアを策定します。一方、「グローバル・スプレッド戦略チーム」は非国債戦略に関わるリサーチを行い、投資アイデアを策定します。

2. ポートフォリオ構築

2つのチームが策定した投資アイデアを基に、「グローバル債券運用チーム」が債券グローバル会議においてコア戦略を策定し、これを基にファンド固有の運用ガイドラインおよびベンチマーク等を考慮しながら、ファンドのポートフォリオを構築します。

各投資戦略の概要は以下のとおりです。

（中略）

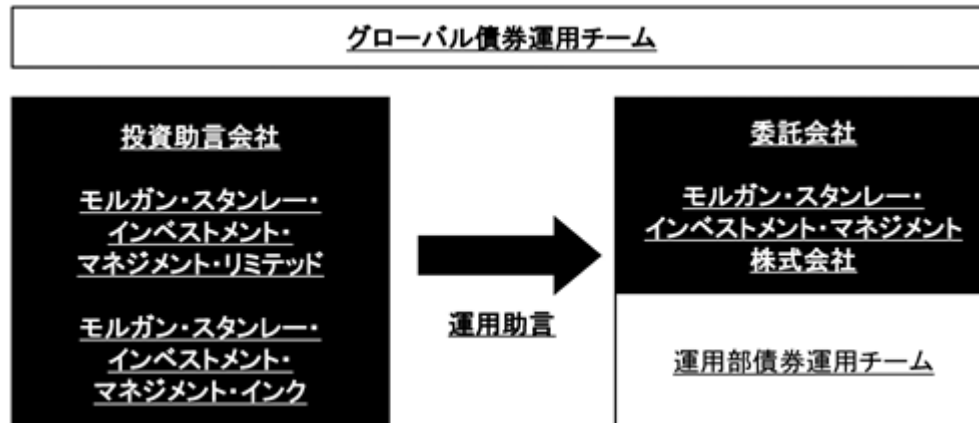
上記は平成29年12月11日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

（３）【運用体制】

<訂正前>

・運用体制の特徴

ファンドの運用にあたっては、委託会社はモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド及びモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク（投資助言会社）からマザーファンドおよび当ファンドの運用に係るアドバイスおよび情報提供を受けます。



・運用体制に関する社内規程

委託会社では、運用業務に係る役職員が遵守すべき以下の運用体制に関する社内規程等を定め、適正な行動基準の確立を通じて顧客の保護を図ります。

委託会社は「業務方法書」において、委託会社の業務運営に関する基本原則や業務執行の方法を定めています。また、投資対象とする有価証券の種類等においても「業務方法書」内で規定しています。

委託会社では、ファンドの運用にあたって、運用者が遵守すべき事項について「運用者服務規程」に定めています。当服務規程では、運用者に対し、その業務の公共性、社会的使命の重要性を十分に自覚させ、金融商品取引法および投資信託及び投資法人等に関する法律や諸規則等を遵守し、誠実に業務を遂行することを求めます。また、運用者は、ファンドの運用開始時に予め定めた「運用基本計画書」に基づいて運用することを求められます。

上記の他に委託会社では、行為規範等の様々な社内規程を定め、利益相反となる取引やインサイダー取引等の不正行為を排除するよう厳しく管理しています。

・内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織

委託会社では、運用部門から独立した下記の組織等が、前述の社内規程や投資方針・運用ガイドライン等の遵守状況を監督し、内部統制の妥当性や有効性を評価・検証する体制を確立しています。なお、委託会社の当組織等には合計で10名程度の人員が配置されております。

法務・コンプライアンス部

法務・コンプライアンス部が、ファンドの運用ガイドライン、社内規程、運用に係る各種関連規則および法令等の遵守状況を監視します。また、法務・コンプライアンス部は、必要に応じて運用チームへの指導・勧告を行います。

内部監査部

内部監査部は、委託会社の内部統制の妥当性や有効性を定期的に検証・評価し、その結果を取締役会に対して報告する責任を担っています。同部は、運用部門を含む各部署に内在するリスクを独自に評価し、そのリスク度合いに応じて内部監査を実施し、監査結果を報告書にまとめます。報告書には、監査の目的、範囲、指摘事項、業務改善策等が記載され、委託会社の取締役会をはじめとする関係管理者に配布されます。指摘事項があった場合は、その業務改善策が実行されているかの追跡調査を定期的実施し、その進捗結果を当該管理者や後述するリスク・マネジメント委員会に報告します。

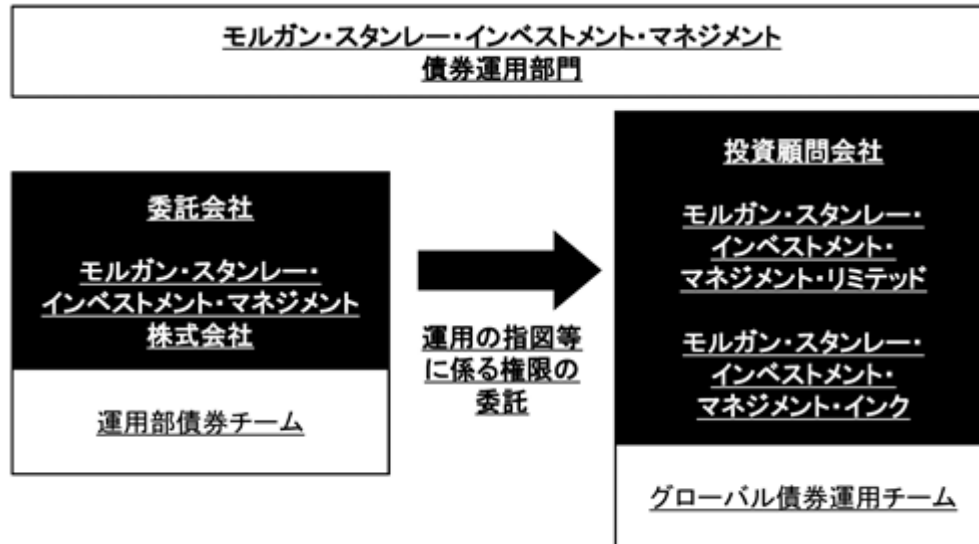
（中略）

上記は平成29年6月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

<訂正後>

・運用体制の特徴

マザーファンドの運用にあたっては、委託会社は投資顧問会社に運用の指図に係る権限を委託します。



・運用体制に関する社内規程

委託会社では、運用業務に係る役職員が遵守すべき以下の運用体制に関する社内規程等を定め、適正な行動基準の確立を通じて顧客の保護を図ります。

委託会社は「業務方法書」において、委託会社の業務運営に関する基本原則や業務執行の方法を定めています。また、投資対象とする有価証券の種類等においても「業務方法書」内で規定しています。

委託会社では、ファンドの運用にあたって、運用者が遵守すべき事項について「運用者服務規程」に定めています。当服務規程では、運用者に対し、その業務の公共性、社会的使命の重要性を十分に自覚させ、金融商品取引法および投資信託及び投資法人等に関する法律や諸規則等を遵守し、誠実に業務を遂行することを求めます。また、運用者は、ファンドの運用開始時に予め定めた「運用基本計画書」に基づいて運用することを求められます。運用に係る権限を再委託する場合においても、委託会社に所属する担当ポートフォリオ・スペシャリストは、再委託先の投資顧問会社において、当該ファンド運用が投資方針・運用ガイドライン及び運用基本計画書・運用計画書等に沿って行われているかを適切に管理することを求められています。また、委託会社の定める「運用の再委託等に関する規程」においては、再委託先の選定プロセス、選定基準等について定めています。

上記の他に委託会社では、行為規範等の様々な社内規程を定め、利益相反となる取引やインサイダー取引等の不正行為を排除するよう厳しく管理しています。

・内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織

委託会社および再委託先の投資顧問会社では、運用部門から独立した下記の組織等が、前述の社内規程や投資方針・運用ガイドライン等の遵守状況を監督し、内部統制の妥当性や有効性を評価・検証する体制を確立しています。なお、委託会社の当組織等には合計で10名程度の人員が配置されています。

コンプライアンス部門

委託会社および投資顧問会社のコンプライアンス部門が、ファンドの運用ガイドライン、社内規程、運用に係る各種関連規則および法令等の遵守状況を監視します。また、コンプライアンス部門は、必要に応じて運用チームへの指導・勧告を行います。

内部監査部

内部監査部は、委託会社や投資顧問会社の内部統制の妥当性や有効性を定期的に検証・評価し、その結果を取締役会に対して報告する責任を担っています。同部は、運用部門を含む各部署に内在するリスクを独自に評価し、そのリスク度合いに応じて内部監査を実施し、監査結果を報告書にまとめます。報告書には、監査の目的、範囲、指摘事項、業務改善策等が記載され、委託会社の取締役会をはじめとする関係管理者に配布されます。指摘事項があった場合は、その業務改善策が実行されているかの追跡調査を定期的に行い、その進捗結果を当該管理者や後述するリスク・マネジメント委員会に報告します。

(中略)

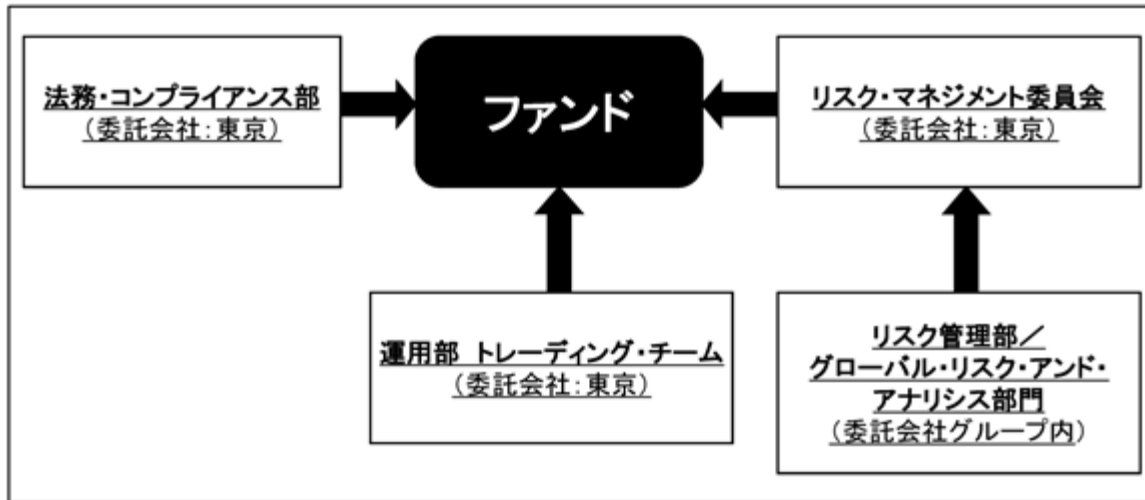
上記は平成29年12月11日現在のものであり、今後変更される場合があります。

3【投資リスク】

（2）ファンドのリスクに対する管理体制

<訂正前>

ファンドでは、運用ガイドラインの遵守状況およびポートフォリオ運用に関わるリスクについて、委託会社の専門部門が多角的にその管理を行います。

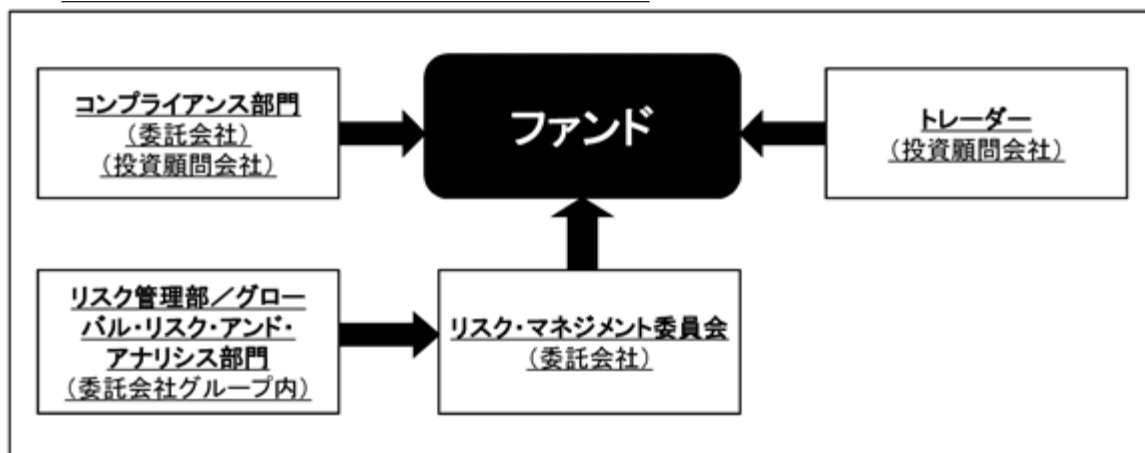


（中略）

上記は平成29年6月末日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

<訂正後>

ファンドでは、運用ガイドラインの遵守状況およびポートフォリオ運用に関わるリスクについて、投資顧問会社および委託会社の双方の専門部門が多角的にその管理を行います。



（中略）

上記は平成29年12月11日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

(前略)

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき、信託報酬に係る消費税等相当額とともに投資信託財産から支弁されます。投資助言会社に支払う報酬は、本ファンドの投資信託財産から支弁される信託報酬のうち委託会社が受け取る報酬額から支弁されます。

なお、本ファンドが主要投資対象とするマザーファンドにおいては信託報酬の負担はありません。

<訂正後>

(前略)

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき、信託報酬に係る消費税等相当額とともに投資信託財産から支弁されます。投資顧問会社に支払う報酬は、本ファンドの投資信託財産から支弁される信託報酬のうち委託会社が受け取る報酬額から支弁されます。

なお、本ファンドが主要投資対象とするマザーファンドにおいては信託報酬の負担はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

- (1) 受益権の取得申込の受付は、原則として毎営業日の午後3時までに取得申込が行われ、かつ当該取得申込の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。

(後略)

<訂正後>

- (1) 受益権の取得申込の受付は、原則として毎営業日の午後3時までに取得申込が行われ、かつ当該取得申込の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、ニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日に該当する日にはお申込みの受付を行いません。

(後略)

2【換金（解約）手続等】

<訂正前>

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行の請求（以下「解約請求」ということがあります。）の方法により換金することができます。

- (1) 解約請求の受付は、原則として毎営業日の午後3時までに請求が行われ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

(後略)

<訂正後>

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行の請求（以下「解約請求」ということがあります。）の方法により換金することができます。

- (1) 解約請求の受付は、原則として毎営業日の午後3時までに請求が行われ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。ただし、ニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日に該当する日にはお申込みの受付を行いません。

(後略)

3【資産管理等の概要】

(5)【その他】

<訂正前>

(前略)

関係法人との契約の更改

販売会社との募集・販売等に関する契約は、その有効期間を1年とすることを基本としますが、期間満了の3ヵ月前までにいずれの契約当事者からも別段の意思表示のないときは自動的に1年間延長され、以降も同様となります。

<訂正後>

(前略)

関係法人との契約の更改

販売会社との募集・販売等に関する契約は、その有効期間を1年とすることを基本としますが、期間満了の3ヵ月前までにいずれの契約当事者からも別段の意思表示のないときは自動的に1年間延長され、以降も同様となります。

投資顧問会社との運用の指図等に係る権限の委託契約は、原則として、信託期間中において有効です。ただし、投資顧問会社が法律に違反した場合、投資信託契約に違反した場合、投資信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に係る権限等の委託を中止し、または委託の内容を変更することができます。

第三部【委託会社等の情報】

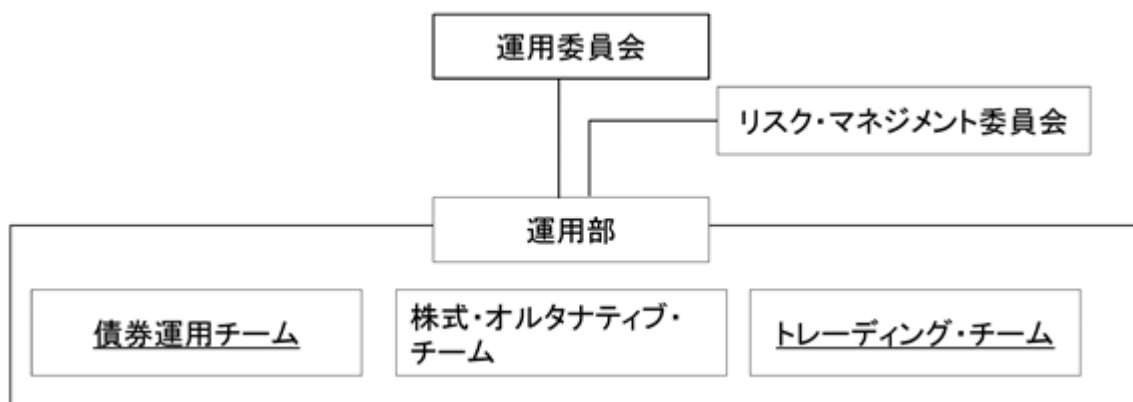
第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(2) 委託会社の機構

投資運用の意思決定機構

< 訂正前 >



委託会社の運用部は3つのチームにより構成されています。各チームの主な担当業務は以下の通りです。

債券運用チーム : 債券

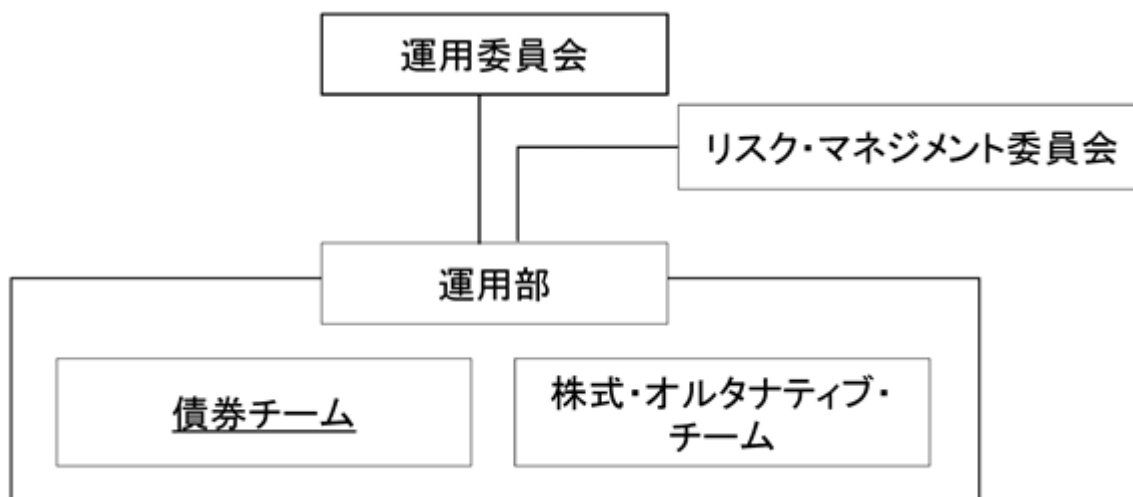
株式・オルタナティブ・チーム : 外国株式、リート、ファンド・オブ・ヘッジ・ファンズ
およびプライベート・エクイティ等

トレーディング・チーム : 売買執行

運用戦略毎に運用計画策定、運用、モニタリングを実施します。日常的なポートフォリオの管理は各運用戦略の投資プロセスに準じて、それぞれの運用チームが行います。また、委託会社では、一部の運用商品について、運用の指図にかかる権限の一部または全部をグループの海外拠点に再委託しています。その場合、委託を受けた海外拠点において運用の基本方針が策定され、運用計画が立案、実行されます。

ファンド・マネジャー、ポートフォリオ・スペシャリストの任免等は運用委員会において行われます。運用方針・ガイドライン等の順守状況の確認およびパフォーマンス評価はリスク・マネジメント委員会が行い、運用面で問題がある場合には、各運用チームに対してその対応を指示します。

< 訂正後 >



委託会社の運用部は2つのチームにより構成されています。各チームの主な担当業務は以下の通りです。

債券チーム

：債券

株式・オルタナティブ・チーム　：外国株式、リート、ファンド・オブ・ヘッジ・ファンズ
およびプライベート・エクイティ等

運用戦略毎に運用計画策定、運用、モニタリングを実施します。日常的なポートフォリオの管理は各運用戦略の投資プロセスに準じて、それぞれの運用チームが行います。また、委託会社では、多くの場合、運用の指図にかかる権限の一部または全部をグループの海外拠点に再委託しています。その場合、委託を受けた海外拠点において運用の基本方針が策定され、運用計画が立案、実行されます。

ファンド・マネジャー、ポートフォリオ・スペシャリストの任免等は運用委員会において行われます。運用方針・ガイドライン等の順守状況の確認およびパフォーマンス評価はリスク・マネジメント委員会が行い、運用面で問題がある場合には、各運用チームに対してその対応を指示します。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

(前略)

(参考1)投資助言会社

名称

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド

(Morgan Stanley Investment Management Limited.)

資本金の額

平成28年12月末日現在、約116百万円です。

(注) 払込資本の額。なお、邦貨換算額は平成28年12月30日現在の対顧客電信売買相場の
仲値(1米ドル=116.49円)によります。

事業の内容

英国において投資助言・代理業および投資運用業を営んでいます。

(参考2)投資助言会社

名称

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク

(Morgan Stanley Investment Management Inc.)

資本金の額

平成27年12月末日現在、約54,672百万円です。

(注) 払込資本の額。邦貨換算額は平成27年12月30日現在の対顧客電信売買相場の仲値
(1米ドル=120.61円)によります。

事業の内容

米国において投資助言・代理業および投資運用業を営んでいます。

< 訂正後 >

（前略）

（ 3 ）投資顧問会社

名称

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド

（Morgan Stanley Investment Management Limited.）

資本金の額

平成28年12月末日現在、約116百万円です。

（注）払込資本の額。なお、邦貨換算額は平成28年12月30日現在の対顧客電信売買相場の
仲値（1米ドル＝116.49円）によります。

事業の内容

英国において投資助言・代理業および投資運用業を営んでいます。

（ 4 ）投資顧問会社

名称

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク

（Morgan Stanley Investment Management Inc.）

資本金の額

平成27年12月末日現在、約54,672百万円です。

（注）払込資本の額。邦貨換算額は平成27年12月30日現在の対顧客電信売買相場の仲値
（1米ドル＝120.61円）によります。

事業の内容

米国において投資助言・代理業および投資運用業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

< 訂正前 >

（前略）

（参考）投資助言会社

委託会社との投資助言契約に基づき、本ファンドおよびマザーファンドの運用に関するアド
バイスおよび情報提供等を行います。

< 訂正後 >

（前略）

（ 3 ）投資顧問会社

委託会社との運用の指図に関する権限の委託契約に基づき、本ファンドの外国為替予約の指
図およびマザーファンドの投資信託財産の運用の指図等を行います。